

## 平和の森公園再整備に関する基本協定等の締結について

平和の森公園再整備に伴い、同公園の未開園区域において、中野区及び東京都下水道局が体育館及び下水道施設を整備するための基本的事項について、基本協定（中野水再生センター敷地内における体育館の整備等に関する基本協定）及び覚書を締結したので報告する。

### 1. 体育館の整備等に関する基本協定の概要

#### (1) 目的

平和の森公園未開園区域において、区及び都が体育館及び下水道施設を整備するに当たり必要な基本的事項を定めることにより、当該事業の円滑かつ着実な推進を図る。

#### (2) 適用範囲等

協定の適用範囲は、平和の森公園未開園区域（中野水再生センター敷地内）のうち体育館を整備する敷地部分とし、区は、東京都下水道局から当該用地を借り受ける。

#### (3) 整備内容

- ① 区は、体育館及び体育館の地下構造の一部に、下水道換気設備等の機械室（以下「機械室等」という。）を整備する。
- ② 区は、将来の下水道施設の整備に支障が生じないように、体育館の地下部分に空間を確保するなど必要な対策を行う。
- ③ 都は、将来、地下空間に下水道施設を整備する。
- ④ 区は、都が供給する下水処理水を体育館の空気調和設備の熱源として利用する。

#### (4) 施行区分

- ① 区は、体育館の整備等に係る設計及び施工を行い、その費用を負担する。ただし、機械室等の整備に要する費用については、都及び区が負担する。
- ② 都は、将来、地下空間に整備する下水道施設に係る設計及び施工を行い、その費用を負担する。

(5) 財産の帰属及び維持管理

体育館の整備に伴い設置される施設及び設備は、その費用負担者に帰属することを基本とする。また維持管理は、その所有者が行うことを基本とする。

(6) 協定締結日

平成29年7月27日

**2. 平和の森公園の設置・管理・施行区分等に関する覚書の変更**

(1) 内容

平和の森公園の設置・管理・施行区分等に関し、昭和56年10月29日に都区で締結した覚書について、体育館整備及び都市計画公園区域の拡大に伴い、適用区域の変更等、所要の変更を行った。

(2) 覚書締結日

平成29年7月27日

**3. 体育館整備に係る今後の予定**

- |     |       |       |        |
|-----|-------|-------|--------|
| (1) | 平成29年 | 9月22日 | 工事説明会  |
| (2) |       | 10月   | 準備工事着工 |
| (3) | 平成30年 | 1月    | 本体工事着工 |
| (4) | 平成31年 | 12月   | 工事完了   |